

# 最大の危機は「最大のチャンス」

政府が十一月二日、閣議決定した『デフレ完全脱却のための総合経済対策』の五本柱の一つ、「物価高から国民生活を守る」に以下のような文言がある。

「公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村をはじめとした地方公共団体に対し、最新の材料価格等を反映した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改革を含めた対応の具体化を進め、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメン

テナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」

物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援として盛り込まれたものだが、注目すべき点は二つある。

一つ目は、十月二十四日の原案段階で「公共事業」のくだりはなかったが、一週間後の十月三十一日の最終原案に差し込まれたことだ。「公共事業」のくだりがなかった原案について議論した二十四日の自民党政調全体会議は予定時間を大幅に超過し、発言者も相当数に上ったことも、差し込まれた文言の背景にあったかもしれない。

の席上、根本匠会長に促されるように公正取引委員会は一年前の対応を説明した。

公取委は昨年、「受注企業と発注企業が価格交渉の場で価格転嫁の必要性について協議しない」などとして、一三社の企業名を公表した。独占禁止法の「優越的地位の乱用」に「該当する恐れ」が理由だった。

ただ「違反」ではなく「恐れ」でも公取委が「公表」したこと企業に与えた影響は大きかった。各社は相次ぎ対応を急ぐコメントを公表した。昨今のコンプライアンス（法令順守）徹底重視傾向のなか、不祥事と見られかねない事柄が発生した場合、その対応が遅れたり対応を誤れば、一気に企業評価や信用力が落ちかねないことを踏まえたものと見られる。ではなぜ品確議連の根本会長は公取委に発言を促したのか。

九月に中間まとめが報告された、中央建設業審議会（中建審）・社会資本整備審議会（社整審）基本問題小委員会は、学識者、受注者、発注者の三者で構成されている。その結果、しばしば発注者と受注者は利害

共事業」「適切な価格転嫁」「必要な事業量確保」「着実な社会資本整備」「適切な労務費の確保に係る制度改革の具体化」「建設企業の適正利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援」といった文言で構成された一文が、総合経済対策五つの柱の一つ「物価高から国民生活を守る」のなかで位置付けられた。

「公共事業」のくだりで注目すべき二つ目は、「特に市区町村をはじめとした地方公共団体に対して」と、適切な価格転嫁が進むよう適正な予定価格設定やスライド条項の適切運用徹底を求める対象として「市区町村」を名指ししたことだ。

これまでこうした文言は「地方公共団体」とするのがお決まりだったと、適切な価格転嫁が進むよう適正な予定価格設定やスライド条項の適切運用徹底を求める対象として「市区町村」を名指ししたことだ。

関係から議論で対立することも少なくなかった。そのなか三者が合意してまとめたのが、▽請負契約の透明化による適切なリスク分担▽適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保▽魅力ある就業環境を実現する働き方改革と生産性向上——の三つの機軸だ。

このなかには建設業法第十九条の三（注文者による不当に低い請負代金の禁止）違反への勧告対象として新たに「民間事業者」を含めることが盛り込まれた。更に「警告」や「注意」など行政指導が円滑にできるように、十九条の三違反につながる恐れのある行為の類型化や、建設工事請負契約の締結状況について広く情報を調査・整理したうえで公表できるように法令上の根拠規定の措置だけでなく、不適切な契約に是正措置を講ずるための組織体制を整備すべきともした。

十九条の三については、労務費を原資とする廉売行為の制限を目的に「注文者」に限定している適用対象を「受注者」に拡大、指導・勧告対象にすることも盛り込んだ。

が今回は、「特に」と前置きしたうえで「市区町村」と明記した。これまで中小建設企業は働き方改革や生産性向上への取組みが公共発注者のなかで最も遅れている一方で最大顧客である「市区町村」の具体的対応を強く求め続けてきたが、ようやく政府経済対策の具体的対象として狙上（そじょう）に上ったことになる。

「法律の外」でも効果が期待

明確な法律違反ではなくても、行政が社名を公表することで企業に大きなインパクトを与えることがある。十一月八日、公共工物品質確保に関する議員連盟（品確議連）総会

今後、中建審基本問題小委の中間まとめに沿って国交省が取組みを進めれば、明確な法令違反ではなくても、「恐れ」の段階での企業名公表も視野に入る。公取委が昨年行った価格転嫁に関する企業名公表と同じような対応が、今後可能となる。法令整備による「法律の外」での効果への期待だ。

## 若者の建設業評価「悪くない」

若者の建設業離れの傾向を表す統計として、「厚生労働省 新規学卒就職者離職状況」いわゆる三年卒就職者離職状況「いわゆる三年以内離職率がある。人口減少と高齢化の進行は日本が直面する最大の課題の一つ。そのため、産業界の人材確保競争に打ち勝つには、賃金や休暇・労働時間短縮など処遇改善を進める「担い手確保取組み」が最重要との認識で関係者は一致している。

建設業の離職率の高さが話題となる「新規学卒就職者離職状況」だが、新規学卒就職者数だけを見ると意外な風景も見えてくる。中学卒、

高校卒、短大卒、大学卒の合算総数は直近、令和四（二〇二二）年三月の建設業が四万二、二七〇人、全体総数は七二万八、七六八人。直近年一〇年前の平成二五（二〇一三）年三月の建設業は三万五、九八〇人、全体は七一万七、九一六人、更に一〇年遡った平成一五（二〇〇三）年三月の建設業は三万二五三人、全体は六八万二、三三一人だった。

つまり全体総数はこの二〇年間で四万六、四三七人増え増加率六・八％に対し、建設業は一万二、〇一七人増、伸び率は三九・七％増と大幅な増加を見せたことになる。

男女比など詳細部分はわからないが、この数字だけを見ると、特に高卒と大卒の新規入職者数が順調に増加し建設業の新規入職者数の押し上げにつながったことは確かだ。

いま建設産業界では二〇二四年四月からの時間外労働の上限規制への対応が大きな課題となっている。ただ、いま直面している事柄も見る角度を変えれば、ピンチと映っているものがチャンスになりうるかもしれない。